公　　告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和８年 11 月９日

広島県知事　　横田　美香

1　業務内容

(1) 業務名

令和８年度女性活躍に関する業界団体の気運醸成イベント等企画運営業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和９年３月 19 日まで

(4) 履行場所

広島県内

(5) 事業予算額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2　公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加資格の要件として、単独企業又は企業グループとし、単独企業による場合は(1)に、企業グループによる場合は(2)に示す要件を全て満たすものとする。

(1)　単独企業の場合

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ　本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

ウ　本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

エ　広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ　令和６年広島県告示第 607 条（令和７年から令和９年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「56A 広告・広報」及び「56D イベント」の資格を認定されている者であること。

(2)　企業グループの場合

ア　企業グループ全ての構成員が、上記(1)ア～エの要件を満たしていること。

イ　企業グループは、資格告示のうち、「56A 広告・広報」及び「56D イベント」のうち、いずれかの資格を認定されている者であって、グループ構成員によって、(1)オの要件を満たすこと。

ウ　企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として本業務に参加していないこと。

3　公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア　交付場所

〒730-8511　広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局人的資本経営促進課（広島県庁東館３階）

電話（082）513-3419(ダイヤルイン)

イ　交付期間

令和８年 11 月９日（月）から令和８年 11 月 17 日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（最終日は午後３時まで）の間、随時交付する。

ウ　入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア　本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ　提出先

上記(1)アの場所

ウ　提出期限

令和８年 11 月 17 日（火）　午後３時

エ　提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ　公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和８年 11 月 18 日（水）までに、申請書に記載の連絡先へ電子メールにより通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア　提出先

上記(1)アの場所

イ　提出期限

令和８年 11 月 25 日（水）　午後３時

ウ　提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4　最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、令和８年度女性活躍に関する業界団体の気運醸成イベント等企画運営業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「令和８年度女性活躍に関する業界団体の気運醸成イベント等企画運営業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和８年 12 月２日（水）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア　県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月１日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「56A 広告・広報」及び「56D イベント」の資格に限る。）

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ　上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5)　電子契約の可否

可

なお、電子契約の希望の有無については、最優秀提案者決定後、意向確認を行う。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6　問い合わせ先

〒730-8511　広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局人的資本経営促進課（女性活躍グループ）
（広島県庁東館３階）
電話（082）513-3419(ダイヤルイン)
電子メール　syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp
※電子メールで問い合わせる場合は、件名の先頭に「令和８年度女性活躍に関する業界団体の気運醸成イベント等企画運営業務プロポーザル」と付すこと。また、電子メール送信後は、電話にてその旨を連絡すること。